

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

## 2 民間給与関係

	令和2年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-39
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-40
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-41
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-47
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-55
第19表	民間における家族手当の支給状況	参考-55
第20表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-56

## 3 生計費関係

	令和2年4月の標準生計費算定方法	参考-57
第21表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-58

## 4 労働経済関係

第22表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------



# 1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員等								
	令和2年4月 (A)			平成31年4月 (B)			増減 (A) - (B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,361	41.4	19.2	9,315	41.5	19.4	46	△0.1	△0.2
公安職給料表	13,276	38.5	17.1	13,294	38.5	17.1	△18	0.0	0.0
教育職給料表(一)	10,007	42.4	19.7	10,063	42.5	19.8	△56	△0.1	△0.1
教育職給料表(二)	21,530	39.7	16.9	21,563	40.0	17.3	△33	△0.3	△0.4
教育職給料表(三)	50	48.1	24.5	49	47.9	24.6	1	0.2	△0.1
研究職給料表	461	44.1	20.8	460	43.5	20.3	1	0.6	0.5
医療職給料表(一)	59	52.2	26.3	58	51.6	25.8	1	0.6	0.5
医療職給料表(二)	336	41.8	18.3	329	41.8	18.4	7	0.0	△0.1
医療職給料表(三)	371	41.7	18.1	375	41.4	18.1	△4	0.3	0.0
福祉職給料表	110	40.9	18.7	115	41.4	19.4	△5	△0.5	△0.7
指定職給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
特定任期付職員給料表	2	56.4	—	2	55.4	—	0	1.0	—
第二号任期付研究員給料表	1	x	—	0	—	—	1	—	—
全給料表	55,565	40.4	17.9	55,624	40.4	18.1	△59	0.0	△0.2

(注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表を、第二号任期付研究員給料表とは、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。

2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)

3 △印は、減少を示す。

4 「x」は、人員が1人の場合である。

備考 上記の給料表のほか、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒 %	うち 大学院修了 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男性 %	女性 %
行政職給料表	76.4	7.2	6.3	17.2	0.1	66.6	33.4
公安職給料表	58.3	0.2	4.6	37.0	0.0	90.7	9.3
教育職給料表(一)	95.3	11.5	3.2	1.5	—	59.1	40.9
教育職給料表(二)	96.9	5.7	3.1	—	—	48.6	51.4
教育職給料表(三)	14.0	—	82.0	4.0	—	8.0	92.0
研究職給料表	97.2	43.4	0.9	2.0	—	77.2	22.8
医療職給料表(一)	100.0	13.6	—	—	—	76.3	23.7
医療職給料表(二)	87.2	7.7	11.3	1.5	—	47.0	53.0
医療職給料表(三)	30.5	—	54.7	14.8	—	11.9	88.1
福祉職給料表	60.9	3.6	35.5	3.6	—	43.6	56.4
指定職給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
特定任期付職員給料表	100.0	50.0	—	—	—	100.0	—
第二号任期付研究員給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	83.3	6.0	4.5	12.1	0.0	63.5	36.5
昨年の状況	83.0	5.8	4.7	12.3	0.0	63.9	36.1

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		329,530	8,268	29,655	16,015	383,468
公安職給料表		336,755	13,084	29,876	7,269	386,984
教育職給料表(一)		380,284	8,110	33,358	16,568	438,320
教育職給料表(二)		359,208	7,192	31,690	17,626	415,716
教育職給料表(三)		405,732	13,770	36,142	10,076	465,720
研究職給料表		366,369	9,480	33,253	24,093	433,195
医療職給料表(一)		556,600	8,788	100,053	211,439	876,880
医療職給料表(二)		334,571	5,399	29,676	24,213	393,859
医療職給料表(三)		342,651	5,336	29,800	9,607	387,394
福祉職給料表		345,577	7,245	30,236	12,274	395,332
指定職給料表		x	x	x	x	x
特定任期付職員給料表		674,500	—	57,333	—	731,833
第二号任期付研究員給料表		x	x	x	x	x
全給料表	令和2年4月(A)	352,683	8,949	31,279	14,917	407,828
	平成31年4月(B)	346,309	8,954	37,934	14,913	408,110
	(A) / (B) × 100	101.8%	99.9%	82.5%	100.0%	99.9%

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。  
 4 「x」は、人員が1人の場合である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	8	55.4	551,525	4,375	59,092	139,300	754,292
9級	23	57.9	516,217	3,043	58,593	134,953	712,806
8級	129	57.4	473,637	7,969	51,037	116,053	648,696
7級	578	55.9	449,163	11,868	46,373	86,074	593,478
6級	1,340	53.3	415,945	13,756	37,910	18,882	486,493
5級	1,155	50.5	397,898	14,756	35,271	5,495	453,420
4級	1,777	46.0	369,895	11,369	32,613	5,113	418,990
3級	1,382	37.6	297,631	6,915	25,933	8,839	339,318
2級	1,689	30.2	239,714	2,386	20,744	11,859	274,703
1級	1,280	24.4	201,004	105	17,133	6,242	224,484
全級	9,361	41.4	329,530	8,268	29,655	16,015	383,468

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、へき地手当等である。

## 第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										2
4										
5		1								
6										4
7								1		
8			4							
9	5		3							
10	1							1		
11			2							
12	1		6							
13	9	132	4							1
14	2	75	4	1					1	
15	1	49	2							
16	1	40	4						3	
17	13	114	6	3					9	
18	3	78	4	5					2	
19	3	55	1						4	1
20	2	45	2	5					3	
21	24	94	43	3				1		
22	4	75	43	9					1	
23	4	63	54	9						
24	5	45	57	10						
25	33	96	47	6						
26	10	65	39	17						
27	3	54	59	13						
28	6	38	57	14				2		
29	258	66	58	12				4		
30	9	72	40	10				9		
31	9	67	44	17				8		
32	7	43	49	11	1			12		
33	224	80	48	12				15		
34	25	74	43	12			4	16		
35	15	54	37	19			5	12		
36	9	46	38	12			7	15		
37	187	13	42	18			18	5		
38	50	3	33	27			35	11		
39	28	4	27	21			20	4		
40	12	3	28	21	1		27	6		
41	180	3	31	18			28	3		
42	69	5	21	17			40	1		
43	43		12	26			38	2		
44	18	3	12	11	2		34			
45	2	1	16	16			24			
46	2		13	23			29	1		
47	1	3	12	12			34			
48	2	1	9	17			28			
49		2	13	19	2		25			
50		3	15	25	1	1	28			
51			14	21	1		19			
52		1	9	26			16			
53			13	27	3	10	16			
54		1	16	20	2	26	12			
55		1	15	23	4	20	12			
56			9	20	3	21	6			
57		3	7	19	10	40	7			
58		1	5	27	7	28	8			
59			10	15	5	74	8			
60		1	3	27	6	77				
61		1	8	18	7	47	2			
62		2	5	34	14	30	3			
63			4	25	7	51	6			
64			4	33	12	57	5			
65		1	5	39	21	53	34			
66		1	4	31	22	57				
67		1	3	46	19	46				
68			3	43	23	52				
69			2	39	26	50				
70			3	43	27	33				
71		1	6	42	22	35				
72			6	39	36	34				
73			2	30	55	31				
74			1	38	72	30				
75			5	37	78	27				
76			4	34	48	39				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77		1	3	33	54	23				
78		1	5	34	76	26				
79			1	32	79	24				
80			5	39	55	25				
81			2	21	58	24				
82			3	27	56	12				
83		1	1	38	38	13				
84		1	2	27	39	8				
85			2	27	26	216				
86			3	23	10					
87		1	5	28	17					
88			3	21	11					
89			5	23	11					
90			4	12	11					
91			3	25	11					
92			2	19	13					
93			5	9	53					
94			1	5						
95		1	4	6						
96			5	4						
97		1	5	57						
98			2							
99		1	4							
100			4							
101			1							
102										
103			3							
104			3							
105			2							
106			1							
107			2							
108			4							
109			4							
110			3							
111			3							
112			2							
113			27							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	1,280	1,689	1,382	1,777	1,155	1,340	578	129	23	8

適用職員数	9,361人
-------	--------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。以下第5表の各表について同じ。指定職給料表及び第二号任期付研究員給料表は人員が1人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									1
6									
7	112								1
8	2								
9	26								
10	1		1						
11	88		2						1
12	3		3						
13	43								
14	5								
15	18	182							
16	1	4	4						
17	101	12		2					
18	5	5	3						
19	24	163							
20	3	7	7	1					
21	107	94	3		1				
22	4	28	3	1					
23	29	54	8	2		1			
24	9	191	10						
25	99	81	3	2					
26	7	33	3						
27	42	44	18	2					
28	11	215	19	3	1				
29	1	53	9	1		1			
30		37	11	7	1				1
31		30	21	4	2	1			1
32		165	13	6	1	1			10
33		41	19	4			1	1	7
34		35	9	5	1	1	1		1
35		31	43	28		2			3
36		140	68	39	1				5
37		47	65	32	2	3			2
38		70	69	37	2	3			4
39		35	72	37	4	2		1	4
40		134	105	57	3	2			4
41		43	92	61	3	5	1		3
42		45	83	37	2	3			3
43		31	104	48	5				2
44		93	76	54	5	1	2		2
45		45	101	60	5	3			3
46		49	74	62	8	2	1		2
47		20	72	50	4	2		18	3
48		14	79	76	4	3	1	2	1
49		5	89	61	7	3	2	5	
50		4	81	63	12	3		1	2
51		4	44	80	18	5	1	15	1
52		4	37	72	22	2	2	4	2
53		4	45	82	19	3	1	8	
54		1	42	74	15	3	6	7	1
55		3	38	78	26	13	20	5	
56			39	65	18	3	7	3	
57		2	37	60	10	3	15	11	1
58			35	84	25	4	17	4	
59			37	78	17	5	14	10	
60		3	33	59	19	5	10	10	
61		1	27	69	20	4	10	4	
62		1	44	81	29	3	6	3	
63		2	39	101	17	6	15	7	
64		1	36	73	27	4	17	1	
65			33	84	28	8	17	4	
66			40	95	27	4	8		
67			30	85	31	6	14	4	
68		1	30	76	29	4	12	2	
69		1	35	63	25	2	10	1	
70			27	97	31		5	2	
71			27	77	25	2	16	3	
72			21	81	35	4	4		
73			34	76	39	3	11	7	
74			30	63	29	3	10		
75		1	19	64	28	4	6		
76			23	59	27	3	6		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			22	60	25	3	7		
78			19	70	24	1	11		
79			18	62	22	3	11		
80			26	65	29	3	9		
81			17	52	29		6		
82			11	45	22	3	6		
83			17	45	28	2	6		
84			14	48	39	6	8		
85			22	52	28	1	98		
86			14	29	31	2			
87			8	38	33	3			
88			18	41	31	1			
89			5	29	32	2			
90			12	22	32	3			
91			8	25	33	1			
92			13	24	28	3			
93			9	33	35	100			
94			4	33	35				
95			6	33	22				
96			8	27	18				
97			9	25	28				
98			8	30	25				
99			1	18	15				
100			7	25	30				
101			6	17	19				
102			3	20	20				
103			5	19	40				
104			8	23	25				
105			2	25	30				
106			5	18	26				
107			1	13	26				
108			5	18	26				
109			3	6	286				
110			5	15					
111			5	14					
112			1	19					
113			4	15					
114			2	21					
115			5	20					
116			6	18					
117			2	17					
118			2	11					
119			2	14					
120				20					
121			1	14					
122			1	11					
123			4	11					
124			4	14					
125			1	9					
126			1	20					
127			1	21					
128			2	12					
129			3	19					
130			1	21					
131				23					
132			2	26					
133			2	370					
134			2						
135									
136			1						
137			3						
138									
139			3						
140			3						
141			23						
142		1							
143									
144									
145									
計	741	2,310	2,750	4,663	1,882	285	431	143	71

適用職員数	13,276 人
-------	----------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		84		
6		3		
7		9		
8	1	21		
9	1	126		
10		4		
11	1	15		
12		28		
13		111		
14		21		
15		24		
16		45		
17		66		
18	1	98		
19		33		
20		33		
21		80		
22	1	78		
23		37		
24	2	46		
25	2	67		
26	1	44		
27		88		
28	1	59		
29	1	50		3
30	2	62		3
31	1	110		5
32		103		3
33		50		8
34	3	84		3
35	2	62		7
36	2	74		13
37	2	95		7
38	3	64		11
39	3	63		12
40	2	75		9
41	3	83		9
42	1	56		9
43		63	1	6
44		68		4
45	1	69		9
46	2	81		9
47	4	65		7
48	4	55		4
49	2	65		6
50	2	50		3
51	6	56		2
52	3	79		3
53	2	59		
54	5	57	2	
55	4	53	1	2
56	4	65		2
57	2	42		2
58	1	52	1	1
59	3	58		3
60	6	47	1	1
61	4	47	2	16
62	3	68	7	
63	3	43	10	
64	4	72	10	
65	2	71	25	
66	2	53	15	
67	2	42	7	
68	1	75	19	
69	1	47	30	
70	3	63	20	
71	4	48	9	
72	1	51	17	
73	1	60	12	
74	2	41	17	
75	2	52	11	
76	2	65	9	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	2	63	21	
78	4	69	11	
79	2	56	7	
80	2	58	2	
81	2	50	6	
82	2	66	6	
83	1	55	8	
84	6	70	9	
85	1	62	10	
86	2	64	1	
87	2	57	8	
88	2	57	3	
89	4	62	3	
90	3	46	8	
91	4	62	6	
92	1	71	4	
93	5	52	15	
94	2	44		
95	3	47		
96	3	69		
97		39		
98	3	37		
99	1	47		
100	1	45		
101	1	41		
102	4	46		
103	3	45		
104	2	47		
105		41		
106		58		
107	2	69		
108	1	48		
109	1	39		
110	1	44		
111		35		
112	2	39		
113	1	41		
114		37		
115	1	22		
116		31		
117		41		
118		46		
119		45		
120		44		
121	1	50		
122		47		
123	1	40		
124	1	52		
125		60		
126		27		
127		52		
128	1	96		
129		53		
130	2	40		
131	1	30		
132		25		
133		19		
134	1	18		
135	1	24		
136		13		
137		15		
138	3	18		
139	2	22		
140	1	30		
141		57		
142	2	39		
143		49		
144	1	58		
145	1	65		
146	1	92		
147		45		
148	1	64		
149		82		
150	1	134		
151		110		
152	3	164		

職務の級 号給	1	2	3	4
153	1 人	1082 人		
154	1			
155				
156	1			
157				
158	1			
159				
160				
161	29			
計	259	9,212	354	182

適用職員数	10,007 人
-------	----------

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		435			
18		17			
19		16			
20		39			1
21		523			10
22		26			30
23		25			47
24		53			24
25		531			40
26		29			73
27		46			53
28		67			63
29		188			41
30		405			55
31		54			47
32		69			57
33		181			42
34		434			25
35		77			45
36		84			28
37		164			28
38		149			25
39		337			19
40		133			22
41		127			20
42		164			19
43		338			9
44		133			8
45		104			4
46		144			5
47		123			9
48		276			7
49		184			13
50		105			13
51		166			10
52		232			1
53		187			10
54		123			3
55		160			4
56		134		1	3
57		166	1		11
58		204			11
59		100		1	8
60		128			11
61		160			59
62		106		1	
63		144		2	
64		236			
65		101	1	2	
66		127		5	
67		144	1	5	
68		232		6	
69		95		6	
70		162	1	5	
71		158		2	
72		141	1	8	
73		211	1	5	
74		119		3	
75		130	1	5	
76		176	1	3	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		211	1	13	
78		122		20	
79		132	1	48	
80		148		143	
81		185		68	
82		111	3	55	
83		115	3	109	
84		153		83	
85		134		68	
86		119	2	30	
87		113		53	
88		187	1	61	
89		124		40	
90		143		32	
91		132		29	
92		185		28	
93		134		30	
94		143	2	2	
95		132	3	3	
96		156	2	5	
97		111	3	8	
98		119	1	2	
99		131	4		
100		101	4	1	
101		131	2	4	
102		97	2	2	
103		104	2	3	
104		140		2	
105		103		18	
106		90	1		
107		100	1		
108		132			
109		82	2		
110		92			
111		86			
112		97			
113		87			
114		82			
115		121			
116		105			
117		81			
118		101			
119		136			
120		103			
121		85			
122		85			
123		74			
124		67			
125		67			
126		86			
127		34			
128		52			
129		66			
130		71			
131		61			
132		62			
133		100			
134		62			
135		67			
136		82			
137		89			
138		59			
139		73			
140		153			
141		72			
142		82			
143		38			
144		30			
145		32			
146		41			
147		48			
148		18			
149		18			
150		17			
151		30			
152		68			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
153		86			
154		73			
155		74			
156		122			
157		80			
158		183			
159		87			
160		62			
161		81			
162		99			
163		72			
164		81			
165		1,126			
計		19,449	48	1,020	1,013

適用職員数	21,530 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35		1			
36					
37					
38					
39					
40		1			
41					
42					
43					
44					
45					
46		2			
47					
48					
49		1			
50					
51		1			
52					
53					
54					
55					
56				1	
57		1			
58		2			
59					
60				1	
61		1			
62					
63		1			
64		1			
65		1			
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76		1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
77					
78					
79		1			
80					
81					
82		1			
83					
84					
85		1			
86		2			
87					
88		1			
89			1		
90					
91		1			
92		1			
93		2			
94			2		
95					
96			1		
97			3		
98			1		
99		1	1		
100		1	1		
101			1		
102		1			
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1	1		
114		2			
115					
116		3			
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123		1			
124					
125		1			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		36	12	2	

適用職員数	50人
-------	-----

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5		3				
6						
7						
8						
9		5				
10						
11						
12						
13		3				
14						
15						
16						
17		4				
18		1				
19		1				1
20						
21		9				
22						
23						
24						
25		6				
26		4				
27		1				
28						
29		4	1			
30			1			
31					3	
32				2	4	
33		4	3			
34		2	1			
35		1	2		1	
36			1		2	
37		3	5			
38		6	3		1	
39			4			
40		1				
41		5	2			
42		2	1		1	
43		4	1			
44		3	2		1	
45		5	1			
46		4	2		1	
47		1				
48		4	3			
49		4	1			
50		2				
51		2	4			
52		5	1	1		
53		2	2			
54		12	3			
55		3	2			
56				2		
57		4	2	5		
58		5	2	5		
59		6	3	7		
60		2	2	6		
61		1	2			
62		2	3	5		
63		3	2	5		
64		3		2		
65		1		2		
66		3	2	3		
67		5	4	7		
68		4	1	3		
69		2	2	5		
70		1	3	2		
71			5			
72		2	3			
73		3				
74		1	2	1		
75						
76			2	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77		3	1		1	
78		2	1	1		
79		1	2			
80		2	4			
81			2			
82			3			
83			4			
84			9			
85			3			
86		1	2			
87			2			
88			2			
89			6	1		
90			6			
91			10			
92			2			
93		1	4			
94			5			
95		1	4			
96			2			
97			4			
98			4			
99		1	4			
100			1			
101			1			
102			3			
103			1			
104			6			
105			1			
106		1	1			
107			2			
108			1			
109						
110						
111			3			
112						
113			8			
114						
115						
116		1				
117						
118						
119						
120						
121		1				
計		179	202	64	15	1

適用職員数	461 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20					
21					2
22					
23					
24					
25	2				
26					
27					
28					
29	1	1			
30		1			
31	1				
32					
33					
34			2		
35					
36			1		
37					
38					
39					
40					
41					
42			2		
43		1	2		
44					
45					
46					
47				1	
48					
49			1	2	
50				2	
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57				1	
58					
59			1		
60			2		
61					
62			1		
63				1	
64				2	
65					
66				2	
67					
68			1		
69				1	
70					
71					
72					
73				1	
74					
75					
76			1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78			3		
79				1	
80			1	1	
81				10	
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	4	4	24	25	2

適用職員数	59 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12		1						
13		1						1
14								
15								
16								
17		9						
18								
19		1						
20								1
21		8						
22								
23		1						
24		2						
25	1	4						
26		1						
27								
28		1					3	
29		8	4				1	
30		3	3				1	
31			4		1		1	
32		3	2				2	
33		4	6		3		6	
34		1	7				4	
35			3		1		3	
36		3	2		1			
37		7	5				5	
38		7	3		1		3	
39		5	3	1	1		2	
40			2				1	
41		7	2		1			
42		6			1		1	
43		1	2		1			
44			4	3			1	
45			3					
46			3			1		
47			2			2		
48			2		1	4		
49		1	2			2		
50		1	2			4		
51			1	2		1		
52			2		4	4		
53			2		1	3		
54			3		2	1		
55			1	1		3		
56			2	1		3		
57			2			2		
58			2	1	1			
59			1		1	1		
60					1	1		
61			1		1	2		
62						5		
63				1	1	1		
64				1	1			
65					1	2		
66			1	1	2	1		
67			1					
68		1			2	1		
69								
70					2	1		
71					3	1		
72						1		
73					1			
74								
75			1		1			
76					1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	2	1		人
78					3			
79					3			
80					3			
81					1			
82								
83					2			
84					2			
85								
86				1	1			
87					2			
88					1			
89								
90								
91								
92					2			
93					3			
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	1	89	86	13	63	48	34	2

適用職員数	336 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		4					
10							
11							
12							
13		16					
14							
15		7					
16							
17		14					
18							
19		6					
20		1					
21		7					
22							
23		4					
24							
25		10					
26							
27		3					
28		3					
29		6	1				
30		2					
31		4	2				
32		2	5				
33		2	2				
34		2	3				
35		3	2				
36		1	2				
37		3	3				
38			2				
39		3					
40		1	1				
41		4					
42		4	2				
43		2					
44		2	2	1			
45		3	4				
46		4	3			2	
47		1	2	1			
48		3	2			1	
49		2	2			1	
50			1				
51		2	2	1		3	
52			2			2	
53		1	4		1	1	
54			1		1	1	
55			1				
56			1			4	
57				1	1	2	
58			1	1	2	1	
59		1	2		1	1	
60			3	1		3	
61		1	1	4	2		
62			2		1	4	
63			1			1	
64				2			
65			1		1	2	
66				2	1		
67			2	2	1	2	
68					2	2	
69				3	1	1	
70				1			
71				1	1	4	
72				1		3	
73				2		3	
74				1	1		
75						2	
76			1	1	2	2	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
77				1	3		
78					2		
79					1	1	
80					2	1	
81					2	2	
82			1	1	3		
83			1	1	1		
84			2	1	2		
85			1		1		
86				1	1		
87				1	2		
88				1	3		
89			1	1			
90						1	
91				3			
92				1	2		
93					18		
94				1			
95							
96				2			
97							
98			1	1			
99							
100							
101							
102							
103							
104				1			
105							
106							
107							
108							
109				1			
110				1			
111				1			
112				1			
113				1			
114							
115							
116		1					
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		135	73	48	62	53	

適用職員数	371 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17						
18						
19						
20						
21	1					
22						
23						
24						
25	2					
26						
27						
28						
29	1					
30	1					
31						
32						
33	1	1	1			
34	1					
35		2				
36	1	2				
37	3	1				
38						
39	1	1				2
40		1				1
41		2				
42						
43		1				
44	1	1				
45		1				
46	1	3				
47	1	2		1		
48		1		1		1
49	3	1				
50	1			1		
51	1			2		
52		1		1		
53	1					
54					2	
55				2		
56				2	1	
57	3					
58	1			1		
59	1	1				
60	3			1		
61	1	1		1		
62		1		1		
63	1					
64						
65		1		1		
66				1		
67				1		
68						
69				1	1	
70						
71						
72						
73			1			
74		1	1			
75						
76				1		

号給	職務の級					
	1	2	3	4	5	6
77				1		
78				2		
79				2		
80			1	2		
81				1		
82				1		
83				1		
84				2		
85						
86			1	1		
87						
88				2		
89				1		
90				1		
91						
92		1				
93			1	2		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153						
計	32	27	5	38	4	4

適用職員数	110 人
-------	-------

特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	1
6	1
7	

  

適用職員数	2人
-------	----

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
		行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他		行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 人	7,342	1,355	1,974	3,823	190	3,005	563	1,069	1,316	57
2 人	8,104	1,314	2,418	4,194	178	3,358	589	1,226	1,469	74
3 人	6,179	871	2,644	2,587	77	4,798	691	2,296	1,764	47
4 人	1,730	212	780	712	26	1,546	192	727	604	23
5 人	204	24	78	98	4	195	23	78	90	4
6 人	19	3	5	11	0	16	3	5	8	0
7人以上	4	0	1	3	0	4	0	1	3	0
計	23,582	3,779	7,900	11,428	475	12,922	2,061	5,402	5,254	205

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、42.4%である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額額は、21,087円（平均扶養親族数は2.13人）である。  
 4 この表でいう「行政職員」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、指定職給料表適用職員

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職	警察官	教員	その他		行政職	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,962	689	867	2,280	126	375	103	38	227	7
7,963	1,278	2,394	4,116	175	194	43	31	116	4
6,166	867	2,641	2,581	77	118	28	28	61	1
1,730	212	780	712	26	73	18	17	35	3
203	24	77	98	4	21	6	5	10	0
19	3	5	11	0	3	1	1	1	0
4	0	1	3	0	2	0	0	2	0
20,047	3,073	6,765	9,801	408	786	199	120	452	15

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用、特定任期付職員給料表適用職員及び第二号任期付研究員給料表適用職員を含む。)

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
		行政職員	警察官	教員	その他
受 給 者	人 12,999	人 2,255	人 2,774	人 7,574	人 396
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	36	6	7	21	2
手 当 月 額 11,100 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	6,464	1,033	1,215	4,031	185
手 当 月 額 28,000 円 者 の 受 給 者	6,499	1,216	1,552	3,522	209
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 25,798	円 25,974	円 26,305	円 25,550	円 25,971

- (注) 1 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、23.4%である。  
 2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は25人（手当受給者1人当たり平均手当月額7,528円）である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,690	5,711	6,136	1,398	445
交通用具のみ使用者	34,567	2,418	3,340	28,027	782
うち加算対象者	355	132	35	180	8
交通機関等と交通用具との併用者	3,581	750	2,468	284	79
うち加算対象者	5	5	0	0	0
計	51,838	8,879	11,944	29,709	1,306
うち加算対象者	360	137	35	180	8
受給者1人当たり平均手当月額	10,240	15,571	14,865	6,573	15,130
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	17,038	17,697	16,158	17,184	20,250
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,618	8,521	10,223	5,894	11,262
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	19,219	22,109	17,933	21,279	24,570

- (注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.3%である。  
 2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額	
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上			
受給者	人 132	人 14	人 21	人	人	人 1	人	人	人	人	人	人	人 168	円 32,905

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	局長	地方機関の長	部長技監	事業監	課長	担当課長 地方機関の課長	地方機関の主幹			
学 校					校長			教頭 事務長		
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	人 12	人 22	人 91	人 114	人 1,531	人 633	人 112	人 1,597	人 4,112	円 74,874

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。  
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。  
 3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

区分	支給割合					
	計	非支給	8.5%	15%	16%	20%
人 員 (構成比)	人 55,565 (100%)	人 14 (0.0%)	人 55,455 (99.8%)	人 1 (0.0%)	人 62 (0.1%)	人 33 (0.1%)
平均手当月額	円 31,277	円 0	円 31,186	円 69,975	円 98,947	円 69,608

(注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

## 第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	213	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	101			30	27	43	1					
教育職給料表(一)	397	33	364									
教育職給料表(二)	264		250		14							
研究職給料表	13		11		2							
医療職給料表(二)	10			4	6							
医療職給料表(三)	10				10							
福祉職給料表	2			2								
給料表計	1,010											
60歳	360											
61歳	322											
62歳	245											
63歳	50											
64歳	33											

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級											
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	320	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(一)	729	23	706									
教育職給料表(二)	1,528		1,528									
教育職給料表(三)	2		2									
研究職給料表	14		14									
医療職給料表(二)	9			9								
医療職給料表(三)	8			8								
福祉職給料表	10		10									
給料表計	2,620											
60歳	365											
61歳	478											
62歳	484											
63歳	676											
64歳	617											

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	平成31年4月	平成30年4月	平成29年4月
ラスパイレス指数	100.7	101.0	101.5

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査(総務省)による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

## 2 民間給与関係

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、職員給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### (2) 調査の内容等

##### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、②の一部並びに③及び④に関する調査である。

##### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

#### (3) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

#### (4) 調査の範囲等

##### ア 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所  
3,858事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

##### イ 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により36層に層化し、これらの層から539事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第14表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 集計

① 調査実人員は、行政職相当職種が22,993人（初任給関係2,180人、初任給関係以外20,813人）であり、その他の職種が540人（初任給関係8人、初任給関係以外532人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は269,132人であり、このうち行政職相当職種は259,098人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	37	11	11	4	9	2
製造業	156	36	31	12	52	25
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業	81	13	18	8	30	12
卸売業，小売業	34	3	8	7	12	4
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	16	7	5	2	2	—
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	67	23	4	14	19	7
産業計	391	93	77	47	124	50

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が141所あった。
- 2 調査対象事業所539所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた532所に占める調査完了事業所391所の割合（調査完了率）は、73.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	206,107	207,694	203,756	189,873
		短 大 卒	188,300	182,160	195,317	—
		高 校 卒	171,447	171,406	171,563	※ 171,131
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	203,594	205,875	200,487	182,074
		短 大 卒	192,142	184,888	197,644	—
		高 校 卒	172,208	172,678	170,802	※ 170,900
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	208,781	209,616	207,131	※ 203,382
		短 大 卒	178,960	178,500	※ 180,605	—
		高 校 卒	170,873	170,268	171,966	※ 171,207
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	x	—	x	—
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 232,000	—	※ 232,000	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 3 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 4 「x」は、調査実人員1人の場合である。

## 第16表 企業規模別、職種別給与額等

### その1 給与比較の対象職種

#### 1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	49	50.3	707,381	7,291	700,090	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	18	51.5	683,537	271	683,266	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	657	53.5	674,821	1,091	673,730	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	348	53.4	680,682	1,319	679,363	
事務部次長	412	51.0	605,793	2,128	603,665	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	201	50.6	611,833	2,680	609,153	
事務課長	1,616	49.1	563,301	10,466	552,835	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,173	49.4	564,820	6,838	557,982	
事務課長代理	535	47.7	539,788	41,119	498,669	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	336	47.2	512,461	61,973	450,488	
事務係長	1,672	45.3	455,713	43,757	411,956	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,425	45.9	466,346	55,249	411,097	
事務主任	1,347	41.5	393,236	44,059	349,177	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	1,346	41.6	410,045	64,358	345,687	
事務係員	5,528	35.4	313,681	32,684	280,997	
技術係員	4,150	33.8	339,659	52,117	287,542	

(注) 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間に位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間に位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	47	50.5	711,534	2,768	708,766	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	14	51.7	716,803	0	716,803	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	509	53.8	706,573	963	705,610	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	283	53.4	720,754	495	720,259	
事務部次長	355	50.9	613,282	1,067	612,215	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	181	50.2	626,108	2,647	623,461	
事務課長	1,294	48.8	582,114	11,146	570,968	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	977	49.5	582,131	6,297	575,834	
事務課長代理	407	47.9	546,769	43,382	503,387	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	267	47.2	511,152	65,691	445,461	
事務係長	1,255	45.3	476,784	44,424	432,360	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,096	46.2	481,986	54,202	427,784	
事務主任	978	41.7	419,543	49,301	370,242	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	957	42.6	421,231	63,695	357,536	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	3,837	35.6	318,397	33,764	284,633	
技術係員	2,956	34.1	349,768	55,793	293,975	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	2	45.1	620,604	101,791	518,813	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	4	51.1	561,709	1,261	560,448	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	134	52.8	611,115	747	610,368	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	55	53.0	564,722	3,536	561,186	
事務部次長	54	51.7	577,567	5,705	571,862	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	19	53.0	524,650	3,051	521,599	中間職(部長-課長間)
事務課長	276	50.5	512,468	5,202	507,266	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	153	49.0	498,319	8,347	489,972	
事務課長代理	111	47.8	543,771	35,124	508,647	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	66	47.6	517,807	52,171	465,636	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事務係長	351	45.4	402,762	41,866	360,896	係の長及び係長級専門職
技術係長	272	44.7	408,301	58,678	349,623	
事務主任	292	41.1	333,353	33,828	299,525	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	333	38.5	380,195	66,814	313,381	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	1,359	34.8	305,469	30,492	274,977	
技術係員	948	32.6	305,988	41,261	264,727	

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事務部長	14	54.3	524,027	7,742	516,285	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技術部長	10	54.0	512,359	5,639	506,720	
事務部次長	3	47.5	447,714	32,322	415,392	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
技術部次長	1	x	x	x	x	
事務課長	46	47.9	449,184	28,164	421,020	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	43	50.0	454,104	12,268	441,836	
事務課長代理	17	43.6	404,970	48,853	356,117	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
技術課長代理	3	37.2	487,526	13,710	473,816	
事務係長	66	46.7	391,356	42,950	348,406	係の長及び係長級専門職
技術係長	57	44.0	391,375	62,743	328,632	
事務主任	77	41.0	363,025	30,926	332,099	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	56	39.4	364,387	62,577	301,810	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事務係員	332	36.5	292,301	29,295	263,006	
技術係員	246	34.0	309,794	34,778	275,016	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—		
	自家用乗用 自動車運転手	6	51.4	309,085	19,721	289,364	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	19	57.1	464,609	73,222	391,387	
	用 務 員	2	39.0	204,695	2,395	202,300	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	21	62.6	907,397	11,861	895,536	
	大 学 教 授	144	56.2	712,915	6,731	706,184	
	大 学 准 教 授	104	44.8	584,615	4,991	579,624	
	大 学 講 師	52	43.3	557,239	612	556,627	
	大 学 助 教	20	35.0	471,724	6,062	465,662	
	高等学校校長	1	x	x	x	x	
	高等学校教頭	7	54.8	675,717	11,876	663,841	
	高等学校教諭	94	45.5	514,564	8,620	505,944	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 1	歳 x	円 x	円 x	円 x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	3	51.7	668,365	0	668,365	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	11	47.3	594,679	5,968	588,711	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	7	36.3	437,294	71,346	365,948	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	34	36.3	425,419	66,894	358,525	
	研 究 補 助 員	6	32.7	389,953	39,093	350,860	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	67	50.7	700,260	5,194	695,066
大 学 卒	47	50.1	717,836	2,805	715,031
短 大 卒	5	50.9	639,016	104	638,912
高 校 卒	15	52.1	671,999	14,212	657,787
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,005	53.5	676,797	1,168	675,629
大 学 卒	799	53.2	687,996	1,081	686,915
短 大 卒	44	52.9	643,920	2,739	641,181
高 校 卒	158	54.7	640,656	1,112	639,544
中 学 卒	4	55.1	563,707	0	563,707
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	613	50.9	607,566	2,290	605,276
大 学 卒	519	50.4	614,565	2,089	612,476
短 大 卒	23	52.1	624,419	4,907	619,512
高 校 卒	70	53.0	569,239	2,673	566,566
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,789	49.2	563,946	8,926	555,020
大 学 卒	1,955	48.4	567,075	8,023	559,052
短 大 卒	182	49.6	549,914	6,398	543,516
高 校 卒	635	51.4	561,060	11,846	549,214
中 学 卒	17	50.5	497,730	16,597	481,133

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	871	47.5	528,489	49,741	478,748
大 学 卒	576	46.2	536,553	43,024	493,529
短 大 卒	65	47.1	486,982	65,287	421,695
高 校 卒	219	51.0	525,121	60,501	464,620
中 学 卒	11	41.6	442,111	80,040	362,071
事務係長・技術係長	3,097	45.6	461,327	49,825	411,502
大 学 卒	1,727	42.9	461,379	54,910	406,469
短 大 卒	309	46.3	459,394	47,171	412,223
高 校 卒	1,009	49.4	460,504	42,127	418,377
中 学 卒	52	48.2	474,414	56,766	417,648
事務主任・技術主任	2,693	41.5	402,838	55,655	347,183
大 学 卒	1,643	39.1	405,061	58,340	346,721
短 大 卒	276	44.1	392,539	46,212	346,327
高 校 卒	728	45.3	399,400	52,264	347,136
中 学 卒	46	48.3	451,795	78,384	373,411
事務係員・技術係員	9,678	34.6	326,654	42,389	284,265
大 学 卒	6,119	32.2	333,177	48,200	284,977
短 大 卒	1,109	39.0	322,198	36,131	286,067
高 校 卒	2,351	38.4	311,650	31,367	280,283
中 学 卒	99	39.5	340,728	31,518	309,210

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	61	50.8	712,902	2,050	710,852
大 学 卒	43	50.0	732,298	2,958	729,340
短 大 卒	5	50.9	639,016	104	638,912
高 校 卒	13	53.5	685,425	79	685,346
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	792	53.7	711,638	796	710,842
大 学 卒	660	53.4	714,045	913	713,132
短 大 卒	29	54.0	688,829	854	687,975
高 校 卒	102	55.0	704,394	113	704,281
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	536	50.7	617,172	1,546	615,626
大 学 卒	468	50.3	620,891	1,036	619,855
短 大 卒	21	51.8	642,965	5,009	637,956
高 校 卒	47	52.8	585,316	3,697	581,619
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,271	49.1	582,122	9,003	573,119
大 学 卒	1,649	48.2	578,898	8,239	570,659
短 大 卒	129	49.4	572,182	5,745	566,437
高 校 卒	489	51.5	593,674	12,077	581,597
中 学 卒	4	52.5	626,229	4,830	621,399

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	674	47.6	530,797	53,386	477,411
大 学 卒	443	45.9	525,502	46,874	478,628
短 大 卒	44	47.5	507,513	64,494	443,019
高 校 卒	185	51.4	546,824	64,414	482,410
中 学 卒	2	54.1	719,936	136,231	583,705
事務係長・技術係長	2,351	45.8	479,656	49,822	429,834
大 学 卒	1,320	42.7	478,057	55,043	423,014
短 大 卒	213	46.9	481,022	45,445	435,577
高 校 卒	769	50.0	482,053	42,015	440,038
中 学 卒	49	47.8	477,117	57,726	419,391
事務主任・技術主任	1,935	42.2	420,546	57,859	362,687
大 学 卒	1,198	39.5	421,259	60,107	361,152
短 大 卒	189	44.9	416,402	46,591	369,811
高 校 卒	517	46.3	416,580	55,646	360,934
中 学 卒	31	54.2	500,868	82,011	418,857
事務係員・技術係員	6,793	34.8	334,885	45,342	289,543
大 学 卒	4,466	32.0	337,522	51,467	286,055
短 大 卒	802	39.6	334,255	37,745	296,510
高 校 卒	1,477	39.9	325,838	32,876	292,962
中 学 卒	48	42.6	368,185	31,447	336,738

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	6	49.1	581,341	34,771	546,570
大 学 卒	4	51.8	575,115	1,290	573,825
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	2	44.0	592,985	97,388	495,597
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	189	52.8	598,570	1,501	597,069
大 学 卒	125	52.5	613,423	1,028	612,395
短 大 卒	14	51.6	600,915	1,180	599,735
高 校 卒	47	54.2	562,611	2,953	559,658
中 学 卒	3	53.5	519,965	0	519,965
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	73	52.0	564,637	5,057	559,580
大 学 卒	48	51.2	583,040	7,182	575,858
短 大 卒	2	54.8	457,962	3,988	453,974
高 校 卒	22	53.3	535,335	398	534,937
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	429	50.0	507,704	6,261	501,443
大 学 卒	258	49.3	528,521	4,676	523,845
短 大 卒	47	50.0	497,264	5,832	491,432
高 校 卒	114	51.5	472,127	8,861	463,266
中 学 卒	10	49.8	445,488	18,820	426,668

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	177	47.7	534,601	41,145	493,456
大 学 卒	120	47.2	578,152	34,558	543,594
短 大 卒	18	48.1	450,084	62,110	387,974
高 校 卒	30	51.1	444,541	48,547	395,994
中 学 卒	9	39.7	399,942	71,511	328,431
事務係長・技術係長	623	45.1	405,252	49,424	355,828
大 学 卒	335	43.5	410,557	53,850	356,707
短 大 卒	84	44.5	407,417	54,162	353,255
高 校 卒	202	47.4	396,781	41,571	355,210
中 学 卒	2	57.8	405,238	21,500	383,738
事務主任・技術主任	625	39.7	358,262	51,369	306,893
大 学 卒	374	38.1	364,955	56,051	308,904
短 大 卒	75	42.7	348,893	46,045	302,848
高 校 卒	162	42.4	349,053	41,386	307,667
中 学 卒	14	33.5	328,902	76,135	252,767
事務係員・技術係員	2,307	33.9	305,691	35,101	270,590
大 学 卒	1,335	32.8	324,346	39,238	285,108
短 大 卒	250	37.7	291,599	32,663	258,936
高 校 卒	684	34.8	278,892	28,396	250,496
中 学 卒	38	28.0	245,166	32,242	212,924

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
大 学 卒	—	—	—	—	—
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	24	54.1	519,109	6,855	512,254
大 学 卒	14	54.0	532,140	6,801	525,339
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	9	54.7	506,911	0	506,911
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	4	49.5	457,904	24,099	433,805
大 学 卒	3	47.5	447,714	32,322	415,392
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	1	x	x	x	x
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	89	49.0	451,568	20,460	431,108
大 学 卒	48	48.6	446,643	20,224	426,419
短 大 卒	6	50.7	547,087	23,577	523,510
高 校 卒	32	49.1	436,612	19,921	416,691
中 学 卒	3	50.2	503,774	23,933	479,841

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	20	42.6	417,222	43,638	373,584
大 学 卒	13	45.6	386,648	36,498	350,150
短 大 卒	3	35.8	463,917	92,524	371,393
高 校 卒	4	38.1	482,353	30,615	451,738
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	123	45.5	391,365	52,116	339,249
大 学 卒	72	43.5	402,301	57,656	344,645
短 大 卒	12	46.5	372,519	33,810	338,709
高 校 卒	38	48.4	378,759	48,215	330,544
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務主任・技術主任	133	40.4	363,598	44,256	319,342
大 学 卒	71	38.6	361,809	41,479	320,330
短 大 卒	12	42.2	343,091	41,587	301,504
高 校 卒	49	42.2	369,487	49,831	319,656
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係員・技術係員	578	35.4	299,946	31,691	268,255
大 学 卒	318	33.2	300,753	34,739	266,014
短 大 卒	57	34.9	266,170	25,617	240,553
高 校 卒	190	39.0	303,140	27,925	275,215
中 学 卒	13	48.0	396,423	29,501	366,922

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	73.5	(31.8)	(67.4)	(0.8)	26.5
	500人以上	94.3	(35.3)	(64.7)	—	5.7
	100人以上 500人未満	62.8	(27.0)	(70.4)	(2.6)	37.2
	50人以上 100人未満	30.8	(22.1)	(77.9)	—	69.2
高校卒	規模計	53.6	(35.1)	(64.3)	(0.6)	46.4
	500人以上	71.1	(38.5)	(61.5)	—	28.9
	100人以上 500人未満	44.6	(29.7)	(68.5)	(1.8)	55.4
	50人以上 100人未満	17.6	(25.0)	(75.0)	—	82.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		83.2%
配偶者に家族手当を支給する		(84.3%)
家族手当制度がない		16.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,507円
	配偶者と子1人	18,537円
	配偶者と子2人	24,247円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民間従業員											
	企業規模500人以上			企業規模100人以上 500人未満			企業規模50人以上 100人未満					
10級 9級	支 工 部 部	店 場 次	長 長 長 長	/								
8級	課		長									
7級							支 工 部 部	店 場 次	長 長 長 長			
6級	課 長 代 理			課			長					
5級							課					
4級	係			課 長 代 理			課 長 代 理					
3級	主 任			係			長					
2級	係			主 任			主 任					
1級	係 員			係			員					

### 3 生計費関係

#### 令和2年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和2年4月の全国の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費者動向の変動分を反映して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、家計調査（名古屋市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

##### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第 2 1 表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 2 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	24,800	39,700	51,580	63,460	75,340
住 居 関 係 費	47,920	51,670	46,470	41,280	36,090
被 服 ・ 履 物 費	1,150	3,680	4,180	4,680	5,180
雑 費 I	47,560	61,240	82,820	104,380	125,960
雑 費 II	4,260	12,340	14,370	16,410	18,450
計	125,690	168,630	199,420	230,210	261,020

< 参考 > 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費 目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.483	0.628	0.772	0.917
住 居 関 係 費	0.976	0.878	0.780	0.682
被 服 ・ 履 物 費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑 費 I	0.286	0.387	0.488	0.588
雑 費 II	0.402	0.468	0.535	0.601



## 4 労働経済関係

### 第22表 労働経済指標

#### その1 全国集計

項目 年月	①	②	③	④	⑤				⑥			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季節調整値)	完全失 業率 (季節調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)			
	前期比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	一般労働者		一般労働者		一般労働者		一般労働者	
				(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	
平成31年4月		1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	364.4	0.8	273.4	0.3	330.8	0.8
令和元年5月	0.4	0.8	1.62	2.4	294.8	0.1	357.6	0.6	269.4	△0.1	325.2	0.2
6月		1.0	1.61	2.3	297.6	0.3	361.0	0.7	272.4	0.3	328.7	0.7
7月		1.2	1.59	2.3	296.4	0.0	360.4	0.4	271.6	0.1	328.5	0.4
8月	0.0	1.2	1.59	2.3	295.9	0.1	359.8	0.7	271.3	0.2	328.2	0.7
9月		1.5	1.58	2.4	296.0	0.1	360.3	0.7	271.8	0.2	329.3	0.7
10月		1.5	1.58	2.4	298.4	0.1	363.5	0.6	273.0	0.2	330.8	0.7
11月	△1.8	1.5	1.57	2.2	297.7	△0.4	362.5	0.3	271.9	△0.1	329.3	0.5
12月		1.5	1.57	2.2	297.1	△0.2	362.0	0.3	271.8	0.2	329.5	0.7
令和2年1月		1.2	1.49	2.4	293.1	0.4	358.0	0.3	269.1	0.7	327.1	0.6
2月	△0.6	1.1	1.45	2.4	293.7	0.3	358.9	0.1	269.2	0.6	327.2	0.3
3月		1.1	1.39	2.5	294.3	△0.4	360.2	△0.3	269.9	0.1	328.6	0.2
4月		0.9	1.32	2.6	295.8	△1.2	359.6	△1.3	273.0	△0.1	330.4	△0.2
5月	△7.9	0.2	1.20	2.9	287.3	△2.6	348.3	△2.6	268.7	△0.3	324.6	△0.2
6月		0.2	1.11	2.8	291.0	△2.2	351.7	△2.6	272.3	0.0	327.8	△0.3
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

(注) 1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は平成27年基準である。  
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	
26.1	0.1	33.5	0.7	148.7	13.1	337.2	0.7	△0.3	0.9	1.3		
25.3	3.0	32.3	3.6	141.4	12.4	332.3	6.4	5.5	0.7	0.6		
25.2	0.8	32.3	1.4	147.4	12.3	308.4	5.6	4.8	0.7	△0.2		
24.8	△0.7	31.9	0.1	150.1	12.3	321.2	3.6	3.0	0.5	△0.7		
24.7	△0.2	31.6	0.6	141.6	11.6	325.5	1.7	1.4	0.3	△0.9		
24.2	△0.5	31.0	0.3	142.5	12.2	329.7	8.9	8.6	0.2	△1.1		
25.4	△1.2	32.7	△0.6	146.5	12.6	305.2	△3.2	△3.5	0.2	△0.4		
25.8	△2.6	33.3	△1.9	147.5	12.6	304.0	0.2	△0.4	0.5	0.1		
25.3	△3.1	32.5	△2.2	145.0	12.3	345.4	△1.6	△2.5	0.8	0.9		
24.0	△3.1	30.9	△3.0	137.7	11.8	312.5	△4.1	△4.9	0.7	1.5		
24.5	△2.9	31.7	△3.0	139.8	12.1	303.2	0.1	△0.4	0.4	0.7		
24.4	△4.9	31.5	△4.7	142.1	11.9	322.5	△7.6	△8.1	0.4	△0.5		
22.8	△13.0	29.2	△12.9	143.9	10.6	303.6	△9.9	△10.0	0.1	△2.5		
18.6	△26.5	23.7	△26.6	126.9	8.6	280.9	△15.5	△15.5	0.1	△2.8		
18.7	△25.8	23.9	△26.1	141.3	9.3	298.4	△3.3	△3.4	0.1	△1.6		
働 省						総 務 省			日本銀行			

その2 愛知県集計

項目 年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
平成31年4月	0.4	1.99	1.9	315.1	0.7	280.7	0.6
令和元年5月	0.3	1.97		309.5	1.0	277.0	1.0
6月	0.8	1.95		309.7	△1.0	277.2	△0.8
7月	0.5	1.94	1.9	310.2	△0.1	277.3	0.2
8月	0.1	1.92		306.7	0.1	275.4	0.4
9月	△0.4	1.89		307.4	△0.6	274.8	△0.4
10月	△0.2	1.88		310.6	△1.2	277.3	△0.8
11月	0.4	1.86	2.1	310.0	△1.1	277.4	△0.1
12月	0.9	1.82		308.6	△0.6	277.6	0.4
令和2年1月	0.8	1.69		1.8	297.0	△2.5	267.2
2月	2.3	1.54	305.5		△0.8	274.1	0.0
3月	1.7	1.50	308.1		△1.6	275.7	△0.8
4月	△0.8	1.44	2.3		303.8	△3.6	276.6
5月	△0.4	1.28		292.6	△5.4	271.5	△2.0
6月	△0.7	1.14		297.5	△3.9	277.0	△0.1
資料出所	愛知県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩は、平成27年基準である。  
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
34.4	152.2	16.9	346.6	3.7	0.5
32.4	145.7	15.7	310.4	△7.5	0.3
32.6	150.1	15.4	274.6	6.2	0.1
32.9	154.4	15.3	276.5	0.2	△0.1
31.4	139.3	13.9	417.0	42.9	△0.2
32.7	147.4	15.5	374.4	10.8	△0.4
33.3	150.4	15.6	274.6	1.8	△0.2
32.5	151.4	15.2	277.6	△28.3	0.2
31.0	146.4	14.4	321.0	△6.8	0.4
29.8	139.0	14.9	303.6	△7.6	0.2
31.5	144.7	15.7	278.1	△1.0	0.1
32.5	147.5	15.3	332.7	△7.6	0.0
27.2	147.9	12.4	367.4	6.0	0.0
21.1	125.1	9.4	299.6	△3.5	0.0
20.6	141.1	10.9	268.1	△2.4	0.1
生活部統計課			総務省		